

見積依頼書

下記のとおり見積合せを実施します。
令和6年4月19日

分任支出負担行為担当官
中国四国管区警察局広島県情報通信部長 喜納 兼之

記

1 見積合わせに付する事項

- (1) 件名 車両点検等作業
- (2) 内容 仕様書のとおり
- (3) 実施時期 仕様書のとおり
- (4) 見積書提出方法等 見積書に消費税及び地方消費税を含めた合計額を記載し、下記の締切日時までに提出すること。

2 見積書提出場所及び締切日時

- (1) 見積書提出場所 広島県広島市中区基町9番42号
中国四国管区警察局広島県情報通信部通信庶務課
- (2) 締切日時 令和6年4月30日(火) 12時00分
(見積書受付締切り後、見積合せを行う)
- (3) 提出方法 見積書に必要事項を記載し、持参、郵送、電子メール(hiroshima.CGA@npa.go.jp)又はFAX(082-222-9428)にて提出すること。
郵送、電子メール又はFAXにて提出した場合は、提出した旨を6の問合せ先に連絡すること。
- (4) その他 見積書に代表者印等の押印を省略した場合は、書類の発行権者名、本件担当者名及び各連絡先を必ず記載すること。
代表者印等を押印した見積書を提出する場合は、書類の発行権者名、本件担当者名及び各連絡先の記載は不要である。

3 支払条件

各点検の履行完了後適法な請求書を受領した後30日以内に国庫金の振込払とする。
なお、請求書の提出についても、持参、郵送、電子メール又はFAXとすることができる。

4 支払遅延利息

「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に定めるところによる。

5 その他

見積金額は消費税等を乗じた額を記載し、1円未満の端数がある場合は切り捨てとすること。

6 問合せ先

中国四国管区警察局広島県情報通信部 通信庶務課 資材係
電話番号 082-228-0110

仕 様 書

1 件名

車両点検等作業

2 内容

別表の車両（以下「車両」という。）について、下記3の実施時期に次の作業を行う。ただし、発注者の都合により作業を実施しない場合がある。

(1) 車検

ア ワイパーゴムの交換、エンジンオイルの交換及びスチーム洗浄を行う。

イ 車両の区分に応じ、自動車点検基準（国土交通省令第70号。以下「自動車点検基準」という。）第2条に定める定期点検基準のうち、点検時期が12月又は2年ごとの項目について点検し、その結果に基づいて、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「道路運送車両法」という。）第49条に定める点検整備記録簿（以下「点検整備記録簿」という。）を作成すること。点検整備記録簿には、上記アの作業内容も記載すること。

ウ 道路運送車両法第62条に定める継続検査に合格すること。

エ 自動車検査証、自動車検査証記録事項、自動車損害賠償責任保険証明書及び点検整備記録簿を提出すること。

(2) 6か月点検

ア 車両の区分に応じ、自動車点検基準第2条に定める定期点検基準のうち、点検時期が6月ごとの項目について点検し、その結果に基づいて、点検整備記録簿を作成すること。

イ 点検整備記録簿を提出すること。

(3) 12か月点検

ア ワイパーゴムの交換を行う。

イ 車両の区分に応じ、自動車点検基準第2条に定める定期点検基準のうち、点検時期が1年ごとの項目について点検し、その結果に基づいて、点検整備記録簿を作成すること。点検整備記録簿には、上記アの作業内容も記載すること。

ウ 点検整備記録簿を提出すること。

(4) 修理等

上記(1)から(3)までのいずれかの作業の結果、修理又は交換（以下「修理等」という。）をする必要があると判断したものは、見積書を作成し、当部の職員にFAX等により送付すること。その後、当部の職員から修理等をするよう指示があった場合は、速やかに修理等を行うこと。また、修理等を実施した場合は、その結果を点検整備記録簿に記載すること。

3 実施時期

別表の実施時期を目安として、発注者と受注者が協議して定める日とする。ただし、車検については、その車両の自動車検査証に記載された有効期間が満了する日までとする。

4 車両の引渡し及び返却場所

広島県広島市中区基町9番42号 中国四国管区警察局広島県情報通信部

5 発注方法

発注者が実施内容等を記載した発注書を作成し、受注者に送付する。

6 検査

当部の職員が上記 2 の内容について確認したことにより検査合格とする。

7 請求書

点検ごとに請求書を発行すること。

8 一般事項

- (1) 契約の履行により知り得た情報を第三者に漏らし、又は盗用しないこと。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項であっても、その性質上、当然本契約内容に含まれるものについては、受注者の負担において実施すること。
- (3) 契約の履行に伴い車両等に与えた損傷等（障害を含む。）の損害及び第三者又は作業員に及ぼした傷害等の損害は、全て受注者において補償すること。
- (4) 本仕様書の解釈について疑義が生じた場合は、速やかに当部の職員に問い合わせること。

別表

車 両										実施時期		
車名等	初年度 登録	用途	形状	型式	原動機 の型式	エンジ ンオイ ル容量	走行距離	自動車損 害賠償責 任保険料	自動車重 量税	車検	6か月 点検	12か月 点検
日産 ADバン 広島400と7574	平成24年11月	貨物	バン	DBF-VZNY12	HR16	3	96,790	12,850	6,600	11月	5月	
日産 エクストレイル 広島301せ1926	平成21年11月	乗用	ステーションワゴン	DBA-NT31	MR20	3.8	216,876	17,650	34,200	11月		
トヨタ エスティマ 広島301せ9193	平成22年3月	乗用	ステーションワゴン	DAA-AHR20W	2AZ-2JM-2FM	4.3	160,309	17,650	20,000	3月		
日産 キャラバン 広島800す4937	平成22年3月	特種	警察車	ADF-VWME25	ZD30	8	76,137	6,350	22,800	3月	9月	
スズキ エスクート 広島302ち5848	令和6年3月	乗用	箱型	5AA-YEH1S	K15C-PB03A	3.1	49	-	-			3月
ホンダ インサイト 広島501や9292	平成22年3月	乗用	箱型	DAA-ZE2	LDA-MF6	3.2	73,423	7,470	15,000	3月		
スズキ エスクート 広島301も7152	平成31年3月	乗用	箱型	CBA-YEA1S	K14C	3.1	56,720	-	-			3月

※自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税の金額が変更となった場合は、変更後の金額とする。

※走行距離は、令和6年4月1日現在の走行距離である。

※実施時期が空欄のものは、実施しない。

見 積 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
中国四国管区警察局広島県情報通信部長 殿

所在地

会社名

代表者名

印

一 金 ¥

(ただし、消費税及び地方消費税を含む。)

件 名 車 両 点 検 等 作 業

上記の件について、中国四国管区警察局広島県情報通信部「オープンカウンター方式による見積依頼について」を承諾の上見積りします。

※見積書への押印を省略する場合は、以下の記載を行うこと

	氏名	連絡先
書類の発行権者		
本件担当者		